

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会

学校給食費の取扱いについて

学校給食の実施にあたりまして、平素からご協力いただきありがとうございます。  
令和5年度からの学校給食費の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 学校給食費について

児童生徒の学校給食費については、全員全額無償とする学校給食費の無償化を令和5年度から本格実施します。

なお、生活保護、就学援助受給者は令和4年度同様、引き続き全額無償化措置の対象とせず、それぞれの制度により学校給食費が支給されます。

また、食材費である学校給食費について、昨今の物価高騰に対応するため、1食あたり15円増の改定を行います。

2 学校給食費について

| 区分                                 | 1食あたり単価<br>(値上げ額) |
|------------------------------------|-------------------|
| 小学校及び義務教育学校の第1学年及び第2学年の児童          | 262円 (15円)        |
| 小学校及び義務教育学校の第3学年及び第4学年の児童          | 265円 (15円)        |
| 小学校及び義務教育学校の第5学年及び第6学年の児童          | 268円 (15円)        |
| 中学校の生徒並びに義務教育学校の第7学年、第8学年及び第9学年の生徒 | 335円 (15円)        |